第２部第４分科	理学博士	益川　敏英
同	理学博士	黒岩　常祥
同	理学博士	小林　　誠
同	理学博士	長田　重一
第５分科	理学博士	霜田　光一
同	工学博士	内田　祥哉
同	理学博士	飯島　澄男

人事異動

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、香川労働局の関係労働者を代表する者豊永幸一の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名いたしたいので、資格がある労働者の団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 22 年 12 月 24 日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体であって、香川労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

３　推薦締切日　平成23年１月11日

４　推薦書及び添付書類提出先　香川労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、岩手労働局の関係労働者を代表する者藤井明彦の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 22 年 12 月 24 日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、岩手労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成23年１月14日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　岩手労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、群馬労働局の関係労働者を代表する者萬田雅光の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 22 年 12 月 24 日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、群馬労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成23年１月14日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　群馬労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低工賃の改正決定に関する公示

岡山労働局最低工賃公示第２号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃（平成13年岡山労働局最低工賃公示第２号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 12 月 24 日　　岡山労働局長　大崎眞一郎

岡山県車両電気配線装置製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　岡山県の区域内で車両電気配線装置製造業に係るカプラー差し及びチューブ通しの業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

業　務	内　容	規　格	金　額㈱
カプラー差し	電線の端末に取り付けられた端子をカプラー（非防水タイプに限る）に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	１本につき 32銭
		20センチメートルを超えて50センチメートル以下の電線について行うもの	１本につき 37銭
		50センチメートルを超えて２メートル以下の電線について行うもの	１本につき 45銭
		２メートルを超える電線について行うもの	１本につき 52銭